



救急出動件数 59件
火災出動件数 0件
(3月末日現在)

福祉保健課

☎ 47-5555

総合福祉センター
窓口 7番

脳ドック受診経費を助成

国民健康保険(国保)および後期高齢者医療制度では、被保険者の健康の保持増進ならびに疾病の予防、早期発見および早期治療の推進を図るために、医療機関が実施する脳ドックの受診経費を助成しています。受診前に申請が必要ですので福祉保健課へお問い合わせください。

- 対象者
○国保 国保加入者で、受診日現在の年齢が満20歳以上の方
○後期高齢者 後期高齢者医療被保険者の方
■対象ドック
道内の医療機関および専門機関で実施している脳ドック
■助成額
○国保 脳ドックの検査料金の半額を助成します。ただし検査料金が4万円以上の場合の助成額は2万円が限度
○後期高齢者 脳ドックの検査料金の全額
■申込方法
脳ドック受診申込書を提出し、助成対象者と

農林商工課

☎ 47-2116

役場 2階
窓口 13番

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0.01 ppmという低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があります。これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

- 農薬使用基準を必ず守りましょう(農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うことが必要です)

くらしの

しての決定を受けることが必要ですので、病院への予約後に印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

- 申込み 福祉保健課医療給付係

訪問リハビリ支援を実施

町では、いつまでも自立した日常生活を送ることができるよう、生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による訪問リハビリ支援を行います。

リハビリ専門職からご本人の身体状況などに合った日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスをを行います。

- とき 6月18日(火)
○ところ 希望される場所(ご自宅・総合福祉センターなど)で実施します
○対象者 おおむね65歳以上で、病気や高齢による障害や筋力低下などのため日常生活に支障がみられる方
○定員 4~5人
○スタッフ 理学療法士(北見赤十字病院)、保健師
○料金 無料
○申込み 6月4日(火)までに福祉保健課高齢者支援係へ

- ①農薬に適用がない作物には使用しないこと
②定められた使用量または濃度を超過して使用しないこと
③定められた使用時期を守ること
④定められた総使用回数以内で使用すること

春の農作業安全確認運動

- 重点テーマ
まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全
①トラクター転倒事故を防ぐため、ブレーキ連結ロック忘れに注意しましょう
②農作業に出る前に、どこで・どのくらい作業するかを家族に伝えましょう
③長時間の連続作業はやめましょう

伝言板



町民課

☎ 47-2203

役場 1階
窓口 1番

税の関係 ☎ 47-2193

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など(町に課するものに限り)も納付することができます。

- とき 5月8日(水)・6月12日(水) 17時30分~20時
○ところ 町民課窓口

5月31日は自動車税の納期限です

自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。令和元年度の納期限は5月31日(金)です。必ず納期限までに納めましょう。

納税通知書は5月上旬に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かないという方は「北見道税事務所納税課」までご連絡ください。

自動車税納税通知書(バーコードが印字されているもの)は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することもできます。平日や日中、仕事などで納税することができない方は、ぜひご利用ください。

災害で被災された皆様に支援をお願いします

平成31年3月末現在

Table with 2 columns: 災害名 and 金額(円)

町社会福祉協議会(☎ 47-3536 総合福祉センター内)

人の動き → 4,935人(-59)

男 2,351人(-31) / 女 2,584人(-28)
世帯数 2,089世帯(-15)

3月末日現在の住民基本台帳 カッコ内は前月対比

事情があって「納期限までに納められない」または「一度に納められない」などのご相談については、北見道税事務所納税課までご連絡ください。

- 問合せ 北見道税事務所納税課 (北見市青葉町6番6号 ☎ 25-8686)

固定資産税・軽自動車税の納期は5月31日

固定資産税・軽自動車税の納期は、5月31日(金)です。納期限内に必ず納めましょう。

- 問合せ 町民課資産税係・町民税係

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成29年から令和2年3月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一年間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

- 要件 工事費が50万円を超えること
○減額期間 改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額に適用

※耐震改修工事に対する補助金制度もありますので、ご利用ください。

- 問合せ 町民課資産税係 建設課建築係(☎ 47-2118)